

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務	
行政機関等の名称	幸手市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（主務課）	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく住民記録等の事務処理のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主、5 続柄、6 戸籍の表示、7 住民となった日、8 住所を定めた日、9 従前の住所、10 個人番号、11 選挙人名簿に登録された旨、12 国民健康保険の資格に関する事項、13 後期高齢者医療の資格に関する事項、14 介護保険の資格に関する事項、15 国民年金の資格に関する事項、16 児童手当の受給資格に関する事項、17 米国の配給に関する事項、18 世帯番号、19 宛名番号、20 住民コード、21 異動日、22 住所、23 転出届出内容、24 転入先、25 備考、26 町字、27 地区、28 事務区、29 小学校区、30 中学校区、31 投票区、32 改製情報、33 異動履歴、34 異動事由、35 届出日、36 改製連番、37 DVフラグ、38 本人通知フラグ、39 旧氏、40 通称、41 通称登録履歴、42 カナ氏名、43 国籍等、44 外国人住民となった年月日、45 中長期在留者である旨、46 在留カード情報、47 特別永住者である旨、48 特別永住者証明諸番号、49 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨、50 仮滞在期間、51 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨	
記録範囲	幸手市に住民登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人から提出された住民異動届出書、市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まれない ☐ 含む	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	市民生活部 市民課
	所在地	幸手市東4-6-8
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☒ 無 ☐ 有	
	※有の場合 ①該当する記録項目 ②当該法令の条項	—
個人情報ファイルの種別	☒	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	☐ 有 ☒ 無	政令第21条第7項に該当するファイル
	☐	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考	—	
保有開始日	令和5年4月1日	
保有廃止日	—	
最終更新日	令和5年4月1日	